

入札のお知らせ

秋田市産業振興部が所管する施設に飲料水等自動販売機を設置し運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

令和2年3月2日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 入 札 名	秋田市産業振興部所管施設自動販売機設置場所貸付				
(2) 対 象 施 設	ア 秋田市勤労者総合福祉センター(以下「秋田テルサ」という。) イ 秋田市園芸振興センター(以下「園芸振興センター」という。) ウ 秋田市リフレッシュガーデン(以下「リフレッシュガーデン」という。)				
(3) 貸付場所 および 最低落札価格	物件 番号	貸付場所	設置可能 台 数	貸 付 面 積	予 定 価 格 (年額・税抜) ※最低落札価格
	1	秋田テルサ 2階トレーニングルーム前	1台	1台につき 1.21㎡ 程 度	36,856円
	2	園芸振興センター 研修棟南側通路	1台	(容器回収箱および放熱スペースを含む)	18,399円
	3	リフレッシュガーデン クラブハウス内	1台		15,274円
(4) 貸付期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで				
(5) 入札参加要件	ア 法人にあつては秋田市内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあつては秋田市内で営業を営んでいること。 イ 過去2年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と自動販売機設置契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。 ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 オ 市税に滞納がないこと。 カ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。				

(6) 入札参加申込み	
受付期間	令和2年3月2日(月)から令和2年3月12日(木)まで (土曜および日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
受付場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市産業振興部産業企画課(本庁舎3階)
(7) 指名(非指名)通知	令和2年3月16日(月)までにFAXで通知(予定)
(8) 入札	
日時	令和2年3月18日(水) 午前10時30分
場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所4階 会議室4-B
入札保証金	免除
(9) 契約日	令和2年3月25日(水)(予定)

2 注意事項

(1) 入札物件について

各施設の所在は以下のとおりである。

- ア 秋田テルサ
秋田市御所野地蔵田三丁目1番1号
- イ 園芸振興センター
秋田市仁井田字小中島111番地1
- ウ リフレッシュガーデン
秋田市御所野地蔵田三丁目1番2号

(2) 入札参加申し込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出すること。

- (ア) 入札参加申込書(自動販売機)
- (イ) 業務履行実績調書【様式3】ならびに記載した業務の契約書および内容のわかる書類の写し
- (ウ) 完納証明書(市税に未納がない証明書)(写し可)※本年2月1日以降に発行されたもの
- (エ) 登記簿謄本(写し可)※申込日から3ヶ月以内に発行されたもの
- (オ) 誓約書【様式4】

イ アの(ア)(イ)および(オ)の様式については、秋田市ホームページから入手すること。

ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知する。

- イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その場合は、非指名通知によりその旨を通知する。
- ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行う。

(4) 入札について

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 入札は物件番号順に1物件ごとに行う。
- ウ 入札書には、1年間の貸付料の金額を記載すること。また、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記載すること。
なお、消費税および地方消費税の加算に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10を乗じて得た額を加算する。
- エ 予定価格以上をもって有効な入札をした者のうち、最高価格で入札した者を落札者とする。
- オ 入札執行回数は、2回を限度とする。
- カ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。
なお、入札書には代理人の印を押印すること。
- キ 地方自治法第234条第3項ただし書きの規定により、調査を実施し、落札者を決定する場合がある。

3 決定後の手続き

設置事業者に決定した者は、秋田市が指定する日時までに下記の書類を提出すること。また、下記書類を提出後、具体的な条件等について協議の上、貸付契約を締結する。

- ア 行政財産借受申込書
- イ 設置場所の位置図
- ウ 設置する自動販売機のカatalog (寸法、消費電力がわかるもの)

4 契約に関する事項

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け(賃貸借契約)とする。

(2) 貸付料等

ア 貸付料

2(4)エによる落札価格をもって貸付料とする。貸付料は別途発行する納入通知書により年度ごとに指定期日までに納付すること。

また、既に納付した貸付料は返還しない。

イ 必要経費等

- (ア) 自動販売機の設置、維持管理、撤去に要する経費は設置事業者の負担とする。
- (イ) 電気料は設置事業者が子メーターを設置のうえ、秋田市が計測し月ごとに別途発行する納入通知書により指定期日までに納付すること。

ウ 遅延損害金

納入通知書の指定期日までに貸付料および電気料を納付しないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、年利5%の遅延損害金を加算して納付すること。

(3) 使用上の制限

次の事項を遵守すること。

- ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならない。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ウ 販売品目は一般市場で認知・支持されているお茶、水、乳飲料、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの「清涼飲料水」およびアイスクリーム類、スナック菓子等の「軽食類」（カップ麺等の給水が必要なものは除く）とし、販売価格はメーカー希望小売価格以下とする。また、酒類、タバコの販売は行わないこと。

(4) 維持管理責任

次の事項を遵守すること。

- ア 自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。常に商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台につき1個の容器回収箱を設置するとともに、設置事業者の責任で適切に容器を回収・処分すること。
- ウ 自動販売機の設置に当たっては、転倒・盗難防止など、安全に十分配慮すること。
- エ 自動販売機の故障、問い合わせおよび苦情については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時等の連絡先を明記すること。
- オ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間および経路等については、秋田市の指示に従うこと。
- カ 利用者から販売品目の追加又は変更の要望があった場合は、要望について最大限応えるよう努力すること。
- キ 秋田市の責めによることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、秋田市は一切の責任を負わない。
- ク 自己都合により機器を撤去又は交換しようとするときは、事前に秋田市に通知すること。

(5) 売上高等の報告

秋田市が必要としたときは、自動販売機の売上高、機器のメンテナンス記録、トラブル対処の記録その他必要と認める資料等を遅滞なく提出すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、秋田市が指定する期日までに原状回復すること。

5 その他

(1) 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、秋田市財務規則(昭和40年秋田市規則第6号)その他関係法令の定めるところによる。

(2) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(3) 提出された申込書等は、返却しない。

(4) 申込書等の提出および仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市産業振興部産業企画課 総務企画担当

電話 018-888-5722